

生駒市条例第7号

生駒市自動車駐車場条例及び生駒市生涯学習施設条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成26年3月13日

生駒市長 山下 真

生駒市自動車駐車場条例及び生駒市生涯学習施設条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例

(生駒市自動車駐車場条例の一部改正)

第1条 生駒市自動車駐車場条例(平成19年3月生駒市条例第13号)の一部を次のように改正する。

第1条の表中「生駒市北新町」を「生駒市北新町10番36-102号」に改める。

(生駒市生涯学習施設条例の一部を改正する条例の一部改正)

第2条 生駒市生涯学習施設条例の一部を改正する条例(平成25年12月生駒市条例第39号)の一部を次のように改正する。

第21条を第22条とし、第20条の次に1条を加える改正規定中「生駒市北新町」を「生駒市北新町10番36-501号」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。